

社員の盗撮に会社はどこまで責任を問われるのか？



私の知人に「雨男」と呼ばれる人がいます。彼が参加するイベントはなぜか、雨になることが非常に多いのです。みなさんの周りはいかがでしょう？

もしかすると「雨男」「雨女」と呼ばれる人がいるかも知れません。（「私自身がそう」という人もいるかも知れませんね）

ただ、当然ながら雨が降ることに対してその人に責任はありません。その人が直接雨を降らせているわけではないからです。

では、これが会社であればどうでしょうか？会社が社員に指示して行かせたのであれば当然、会社にも責任はあるでしょう。ただ、そうではなく、社員が勝手にした行動に会社はどこまで責任を問われるのでしょうか？これについて裁判があります。

ある着物の販売会社で、社員がビデオカメラで会社の女子更衣室を盗撮していました。それに対して、会社が適切に対応をしなかったため、そこに不満を持ったある女性社員がその不満を朝礼で話したのです。後日、会社の専務がこの女性社員のことを批判するような発言をしたため、それ

以降この女性社員は職場にいつらくなり、退職することになりました。そこで、この女性社員が会社を訴えたのです。では、この裁判はどうなったのでしょうか？

この会社の専務の発言が問題であることは、おそらくみなさんも感じるところでしょう。実際に、この裁判でも専務に対する損害賠償請求が認められています。

問題は「盗撮」です。これは、会社が社員に指示をしたわけではなく社員が勝手に行ったことです。会社はそれについても責任を負う義務があるのでしょうか？

実はこれについても会社が負けました。会社には、「労働者のプライバシーが侵害されないよう職場環境を整える義務がある」と、認められたのです。そこで実務的に気をつけるべき点が2つあります。

まず1つ目が、そういったことが起こらないように常に社員を啓蒙し続けることです。具体的には、

- 社員研修を行う、
- 定期的に朝礼や社内ミーティングで言い続ける
- 就業規則に懲戒事由として定め、しっかりと社員に周知する

などです。そして2つ目が、もし不幸にして起こってしまった場合は迅速に誠意をもって対応することです。今回の裁判例では、盗撮の事後対応が悪かったことが会社が負けた一つの要因になっています。

また、これらを行うことは、「問題を未然に防ぐ」「最小限に抑える」という効果だけでなく社員の安心感にもつながります。

問題が起こってからあわてて行うのではなく、今のうちからきちんと対策をとるようにしておきましょう。

※当コラムはわかりやすさを最優先しています。そのため法律の一部の例外は省略している場合があります。ご不明な点はご相談ください。

特定社会保険労務士 小林一石

NEWS 日産自動車、国内の女性管理職比率9.1%に

日産自動車は女性管理職の比率が昨年度の8.2%から9.1%に上昇したと発表しました。管理職以上の女性は242名となり、女性従業員の約8人に1人が管理職として活躍しています。女性管理職は、開発や生産など女性従業員数が少ない部門も含む全部門で登用されています。

NEWS キャリア限定。Instagramによる採用を開始

デジタルマーケティング会社の株式会社GENOVAは、キャリア採用限定でInstagramによる採用をスタートしました。目的は①社内や社員の様子がわかるInstagramをとおして会社を知ってもらう②応募者が応募書類を作成する手間を省く、だそうです。他社にも広がっていくのでしょうか。

Bグルメ 元祖旨辛系タンメン 荒木屋



蒲田駅より
徒歩5分
定休：火曜

食べログ
3.56 ★★

「どちらが元祖か」で一時期話題になったお店です。お昼すぎの時間にもかかわらず、お店の外には行列ができていました。「どちらが美味しいか」であればどちらも美味しい、です。